

各局・区・室長 様

財 政 局 長
(財政部財政調整課)

令和 8 年度予算の執行について（通知）

福岡市の財政については、今後も社会保障関係費や公共施設の建替え・改修等に係る経費の増加に加え、社会経済情勢の変化や市民ニーズの多様化に伴う行政需要の増加が見込まれます。

このような状況の中、令和 8 年度予算については、市債残高の縮減など財政規律を保ちつつ、基本計画に沿った施策を着実に推進するための予算を編成したところです。令和 8 年度予算の執行に当たっては、こうした趣旨を十分に踏まえ、各事業の目的に沿った成果が最大限に発揮されるよう取組みを進めるとともに、必要に応じて事業の実施時期や内容を見直すなど、適切に対応してください。

また、財政運営プランの取組みの方向性を踏まえ、投資の選択と集中や歳入の積極的な確保、行政運営の効率化等に取り組むなど、下記事項に留意の上、予算を計画的・効率的に執行してください。

記

1 歳入について

- (1) 年度当初から計画的な執行に努め、適切な時期に適正な収入をするよう努めること。
なお、事業にかかる歳入については、その見通しの把握に努めるとともに、予算を下回ることが見込まれる場合、安易に一般財源等への振替えを行わず、やむを得ず一般財源等への振替えが必要な場合は、予め財政局と協議すること。
- (2) 市債については、将来世代へ過度な負担を残さないよう、財政運営プランにおいて、発行額の抑制等により長期的な市債残高の縮減に取り組むこととしていることから、交付税措置があるなど市に有利なものを中心に、必要最小限の活用にとどめること。
- (3) 国県支出金については、国及び県にその必要性を十分に説明し、事業の進捗に応じて確実に確保すること。また、補助制度の変更等に留意し、適切かつ確実に事務手続きを行うとともに、超過負担の解消に努めること。
- (4) 国庫補助事業等において、国からの内示減等があった場合は、今年度の事業実施の必要性を十分吟味するとともに、やむを得ず一般財源等への振替えが必要な場合は、予め財政局と協議すること。

また、国への申請や国からの追加内示等については、事業の全体スケジュールも踏まえ、事業実施の必要性を十分吟味のうえ、予め財政局と十分協議すること。

なお、国の暫定予算への対応に関して、関係省庁と協議のうえ、適切に対応いただきたい。

- (5) 市税、使用料などについては、財源確保及び負担の公平性・公正性の確保のため、客体の完全な捕そくに努めること。

- (6) 保有資産については、事業の廃止、施設の建替えなどに伴い、一定の役割を終えたものについては、行政用途を廃止し、売却・貸付による有効活用を図り、また、行政用途のある場合でも事業化までに一定期間が見込まれる場合には、積極的に貸付に取り組み、その有効活用に努めること。

財産の管理・活用にあたっては、令和8年4月1日付財活第1号「財産の適正管理及び有効活用について（通知）」に留意すること。

2 歳出について

- (1) 事業内容や事業手法等を大幅に変更し実施する場合や、事業にかかる歳入が予算を下回ることが見込まれる場合は、予め財政局と協議を行い、適切に対応すること。

- (2) 施策・事業の実施にあたっては、市民ニーズを的確に把握し、事業の目的に沿った成果が最大限に発揮されるよう、各局・区の権限と責任において、予算の範囲内で、効果的・効率的な予算の執行を図ること。

なお、他局・区へ予算を令達する事業や関係局・区の協力が必要な事業の実施にあたっては、関係者間で予め十分な協議・調整を行うこと。

- (3) 次年度予算編成において、今年度の事業の進捗や成果、課題等を反映できるよう、できるだけ速やかに着手し、計画的に予算を執行すること。

- (4) 将来にわたり持続可能な事業構築に向けて、行政コストの縮減や行政運営の効率化に向けた不断の改善を図ること。

- (5) 補助金については、福岡市補助金交付規則及び福岡市補助金ガイドラインの内容を踏まえ、適切な支出を行うとともに、効果の検証やより効果の高い仕組みへの改革などを引き続き進めること。また、令和8年3月26日付財調第117号「補助金交付事務の簡素化について（通知）」に基づき、市民負担軽減の観点から、提出資料について過剰に求めていないか等、適宜見直しを行うこと。

- (6) 公共施設の建替え・改修等については、施設の長寿命化や財政負担の軽減・平準化等に計画的に取り組み、長期的な観点から施設に要する費用の縮減を図ること。特に、大規模施設の建替え等に当たっては、PFIをはじめとしたPPPの活用を積極的に検討すること。

また、公共施設の建替え等に当たっては、基本構想や基本計画の発案段階から、今後の進め方や検討事項について、アセットマネジメント推進部と事前に協議するとともに、特に事業規模が大きな整備等については財政部とも協議を行うこと。

さらに、財産の取得や用途廃止等に伴う財産の売却・貸付などの検討にあたっては、その発案段階から財産有効活用部と事前に協議すること。

- (7) 投資的経費については、投資効果、関連歳入、関連事業等を十分勘案し、適正な工期を設定の上、計画的な執行を図ることとし、公共工事において、繰越しを行う必要が生じた場合は、適切に対応すること。

また、地場中小企業が地域経済の下支え、さらには雇用の確保という面において大きな役割を果たしていること等を踏まえ、工事等の発注に際しては、地場中小企業の受注機会の積極的な確保に努めるとともに、公共工事の施工時期の平準化等に積極的に取り組むこと。なお、令和4年度より、工期が1年に満たない工事に対しても、施工時期の平準化を目的とした「ゼロ債務負担行為」を活用することとしており、より一層の活用に向けて、設計の前倒しなど積極的な取り組みを行うこと。

- (8) 消費的経費については、年間を通じて経費の節減及び適切な執行に努め、年度途中における状況の変化にも十分対処できるよう留意すること。
- 特に、旅費、印刷消耗品費等の物件費については、執行方法の効率化などにより可能な限りの節減に努めるとともに、年度途中の社会経済情勢の変化等にも柔軟に対処できるよう、経費の計画的執行に努めること。
- (9) 近年の資金需要の増大を踏まえ、補助金、負担金及び貸付金については、従来の支出方法にとられることなく、交付先等の資金の必要性を的確に把握し、必要な時期に所要額を支出すること。
- (10) 事務事業の執行にあたり、新たな契約・協定等を締結する際には、適正な履行を確保しつつ、将来の紛争を未然に予防するため、契約内容や条件等を十分吟味し、関係局とも協議のうえ締結すること。
- (11) 業務委託については、令和5年3月28日付財契監第271号「業務委託の発注について」及び令和5年12月28日付財契監第194号「業務委託の適正な履行の確保について」に基づき、仕様書の明確化、適正な履行の確保、分離分割発注による地場中小企業の受注機会の増大などに取り組むこと。
- (12) 市民の負託による行政運営という基本に鑑み、経費支出の点検等を行うとともに、法令等の規定に従い適正に執行すること。

3 補正予算について

福岡市の財政状況等に鑑み、真に緊急を要する事業以外は、補正予算の見積もりを厳に抑制すること。

また、国の施策等の動向については、各局・室において積極的に情報を収集し、適切に対応すること。

4 予算の流用について

予算費目については、各局の事業計画に即して経費の費目充当を行ったことから、予算の流用は必要最小限に留めるものとするが、執行段階におけるやむを得ない事情の変更、より効果的・効率的な事業手法に対応するための費目変更などについては、実情に合わせ弾力的に対応を行うこと。

5 予算関係の合議等について

予算及び決算規則第24条の規定に基づく財政局長への合議については、特に以下の事項に留意すること。

- (1) 予算に関連する主要な事務事業の基本構想、基本計画等の策定及びその変更に関する事項については、適切な時期に合議を行うこと。
- (2) 施設建設に係る基本構想、基本計画、基本・実施設計委託等については、発注時、中間時、完成時等、適切な時期に合議を行うこと。
- (3) 予算に関連する事務事業の各種審議会に対する諮問に関する事項については、適切な時期に合議を行うこと。